

1. 令和7年第2回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和7年6月27日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第73号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第74号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第75号 郡上市税条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第76号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程7 議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）

日程9 議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）

日程10 請願第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出を求める請願について

日程11 議報告第8号 中間報告について（総務常任委員会、産業建設常任委員会の行政視察報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程11まで

日程12 議案第84号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について

日程13 報告第6号 専決処分の報告について

日程14 議発第6号 訪問介護基本報酬の見直し等を求める意見書について

日程15 議発第7号 閉会中の継続審査の申し出について

日程16 議報告第9号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番 北山浩樹

2番 大坪隆成

3番 有井弥生

4番 和田樹典

5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	11 番	長 岡 文 男
12 番	田 代 まさよ	13 番	田 中 義 久
15 番	森 藤 文 男	16 番	原 喜与美
17 番	野 田 かつひこ	18 番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番 本 田 教 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
総務部付部長	村 瀬 正 純	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	農林水産部付部長	伊 藤 公 博
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史		

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	小 森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。本日の欠席議員は10番 本田教治議員であります。定数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますので、お願いいたします。

なお、報道のため撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

ここで皆様方をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただくか、電源をお切りになるような配慮をしていただきたいと思います。

また、本日もたくさんの傍聴の方が来ております。関心を持っていただきまして誠にありがとうございます。郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、18番 清水敏夫議員、1番 北山浩樹議員を指名いたします。

◎議案第72号から議案第77号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました6議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、令和7年第2回の郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和7年6月19日開催の第2回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の第19条の5の規定中、「子の養育に著しい支障が生じると認められる事情」の解釈についての質問があり、人事院規則と同内容であり臨機応変に対応していきたい。育児時間の請求パターンの変更を行わなければ子の養育に著しい支障が生じると認められる場合は、変更を認めていくものであるとの説明がありました。

育児休業の取得状況と取得に伴う職員補充等の対応についての質問があり、女性職員の取得率は100%である。男性職員の令和6年度の取得率は76%であり、このほかに配偶者出産休暇が95%、育児参加休暇が81%の取得率となっている。これらは年々伸びてきている状況である。職員の補充等について、会計年度任用職員の任用で対応しているが、男性職員の場合、取得期間が1か月程度と比較的短いことから、所属の職員に分担をお願いしており、市長から所属に激励のメッセージを送っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第73号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、栄養士法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市職員の管理栄養士と栄養士の人数について質問があり、正職員では管理栄養士として7名を採用しており、栄養士としての採用はない。病院等では、管理栄養士の資格が必要な業務があるため、管理栄養士を採用しているとの説明がありました。

管理栄養士と栄養士の給料区分について質問があり、いずれも医療職給料表（二）を適用しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受け

ました。

審査の中で、委員から、特定親族特別控除額の追加による市民税の減収額についての質問があり、約1,500万円の減収になると試算している。一方で、被扶養者がこれまで103万円までに制限していた収入が160万円まで就業することによって、その増加分に対する課税による増収も見込まれるとの説明がありました。

国による財政措置の状況について質問があり、現時点で情報は無いが、減収分は交付税措置の対象になると思われる。令和6年12月27日閣議決定の令和7年度税制改正の大綱において、「103万円の壁」の引上げの方針が示されたが、減収補填についての明記はなかったため、同日、地方六団体から、地方が担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において代替となる財源を適切に確保することを求める共同声明が出されており、引き続き声を上げていかななくてはならないとの説明がありました。

加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの本数換算の方法の改正に伴う市税への影響について質問があり、今回の改正では加熱式たばこ1本当たりに含まれる税の割合が増えるため増収が期待できるが、近年の喫煙者減少の傾向により、その後減収に転じていくと予想しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年6月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告いたします。

令和7年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和7年6月23日開催の第2回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第76号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

商工観光部長から、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設を普通財産とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、3年間の指定管理期間の途中であることについて質問があり、指定管理団体としては、あゆパークの運営も兼ねており、1つの会社として捉えると、そちらで利益が出ていることから、指定管理者として指定をしたと。しかし、当該施設としては赤字が続いており、指定管理団体の代表者が赤字を補填するといった支援をしていることなどを加味し、指定管理期間の途中ではあるが、指定管理者の指定を解除したとの説明がありました。

施設が廃止になっても、借地料の支払いはあるのかとの質問に対しまして、土地自体は市が借り受けており、建物がある状況にあつては、市が地権者に借地料を支払わなければならないとの説明がありました。

プロポーザルによる利活用の検討を行うとのことであったが、損壊箇所等は市が修繕するのかとの質問があり、市としては、多大な予算をかけて修繕することは厳しいという判断をしているため、提案者による修繕実施を前提としてプロポーザルを行っていく予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和7年6月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会副委員長、田中義久議員。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 6月24日開催の文教民生常任委員会におきまして、本田委員長が欠席されましたので、副委員長の私が委員長の職務を行いました。本日の会議におきましても、本田委員長は御欠席でありますので、委員会の経過と結果につきまして私のほうから報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和7年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和7年6月24日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、大和万場社会教育施設を廃止するためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、当該施設の今後の予定について質問があり、老朽化のため現在は利用しておらず、今年度中に施設は解体する予定であり、その後の土地利用については今後検討していくという説明がありました。

また、民俗資料の収蔵・保管場所とされていますが、旧町村ごとに同じようなものを同じように

たくさん保管しており、それについてどのように考えているかとの質問もありました。市全体で多くの民俗資料を収蔵・保管しているので、今後どのように保存していくのか検討したい。万場の施設に保管してある資料は大和の特徴ある産業の資料として、書籍などについては、万場に郡上偕楽園が建設される予定であるため、高齢者の回想法としての利用や学校への貸出し用資料としての活用も考えられることから、市全体で民具の保存活用を検討する中で、学識者の意見も聞きながら有効な方法を考えていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年6月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会副委員長 田中義久。

以上です。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

それでは、報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第72号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第73号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第73号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第74号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第75号に対する討論の通告はありません。したがって、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第76号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第77号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

副委員長の報告は原案を可とするものであります。副委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第80号及び議案第83号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程8、議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）及び日程9、議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）の2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 令和7年第2回の郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和7年6月19日開催の第2回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）。

総務部長から、市が定める庁舎施設等再編行動計画において、旧美並庁舎は、廃止（除去）し、

庁舎敷地の有効活用を地元の意見を含めて検討することとしている。譲渡の相手方である事業者から当該地に店舗を出店したいこと、市有地は無償貸与を条件に、取壊し費用は事業者が負担する旨の提案があり、市は、本提案を受け入れることとして、旧美並庁舎ほか3施設を譲渡するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、30年間という賃貸借契約期間の根拠について質問があり、借地借家法第3条で借地権の存続期間は30年と定められており、そちらに準じているとの説明がありました。

貸与する敷地は白地を含むのかとの質問があり、白地も含めて敷地全体を貸与するものであるとの説明がありました。

旧美並庁舎の裏側へつながる道路の取扱いについて質問があり、事業者との交渉の中で、引き続き道路として利用できるよう配慮していただける予定であるとの説明がありました。

30年間という長い期間で、途中で撤退する場合、建物は残るのかとの質問があり、市としても美並地域の要望で地元の人に活用してもらいたいという思いがある一方、人口減少という懸念がある。30年間のうちに撤退するようなことがあれば、平地にして返してもらうという条件で進めていくとの説明がありました。

今回の旧美並庁舎跡地への出店の経緯について質問があり、事業者が美並地内での出店を検討している中で、市の土地を使えないかとの打診があった。その後、現場を確認され、提案書の提出があり、正式に出店を希望する申出があった。市から使ってほしいとアプローチをしたわけではないとの説明がありました。

委員からは、市外の商業施設まで買物に出かけていた人が地元店舗ができてよかったと感じられる展開になればよいとの意見が出ました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）。

市長公室長から、貸付け直後の施設運営を支援し、長期にわたる施設の安定的な活用を図るため、減額して貸し付けるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、減額期間を4か月とする提案は尊重すべきだが、スケジュールがタイトであるため、今後、契約相手と柔軟な対応について話し合う余地はあるかとの質問があり、プロポーザルでは7月1日からの契約開始を明示している。主要事業は11月の開始予定であり、その間には要項のとおり月20日程度開館し、トイレ、赤ちゃんの駅の使用を行うこととしている。展示や物販など、一定の収入を得る手段も可能であり、提案者はこれらを考慮した上で7月1日から契約することに同意したものと認識しているとの説明がありました。

プロポーザルで決定した内容は厳守すべきで、減額期間の延長といった変更は避けるべきと考えるが、収支計画書により事業の実現性を確認されたかとの質問があり、提案内容では、年間3万人

の来館者数を見込んでいる。2階と土蔵は有料ゾーンとし、類似施設を参考に入館料を設定している。収支計画では1年目は赤字だが、2年目は約400万円の収益を見込んでいる。ただし、3年目は消費税の支払いの影響で利益が減少する見込みである。提案者からは控え目な見積りであると伺っており、これらを踏まえ、選定委員会にて優先交渉権者とすることに決定したとの説明がありました。

7月から9月の踊り期間のトイレや赤ちゃんの駅の利用可能時間について質問があり、今回のプロポーザルでは営業時間の指定はしていないが、需要に応じて開館するようお願いしており、提案者には踊り開催日の営業時間の延長を打診する。提案者にとっても収益増加の機会として捉えてもらえるものと考えているとの説明がありました。

踊り期間中の営業時間について、営業時間の延長は提案者にとって利益を上げる機会であり、市が営業時間を指定するのではなく、提案者自らの判断で決定すべきではないかとの質問があり、市の希望は伝えるが、提案者が採算性を考慮しながら、適切な営業時間を設定するものと考えているとの説明がありました。

周辺への騒音の配慮について質問があり、プロポーザルの際に地域住民との良好な関係の構築を条件としており、提案者も承知していると認識しているとの説明がありました。

資材調達の遅れなど不可抗力により遅延が生じた場合は、減額期間の延長や猶予期間が設けられるのかとの質問があり、様々なリスクを踏まえて減額期間を4か月として提案していただいたと認識している。遅延が生じた場合においても減額期間の延長は行わない方針であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年6月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上です。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

それでは、会場に見える、また傍聴されている方に、いま一度、携帯電話のほうをマナーモード、電源をお切りになるか、いま一度ちょっと御確認のほうをよろしく願いいたします。

それでは、報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第80号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第83号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第2号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程10、請願第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

副委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会副委員長、田中義久議員。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 令和7年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和7年6月24日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出を求める請願について。

紹介議員から、国民健康保険料は市民の方にとって大きな負担になっており、また基金を取り崩

して保険料抑制の努力をしてきたが、本市においては現在基金がほとんど底をついた状況である。このままでは、近いうちに再度市民に対して健康保険税の引上げをお願いしなければならなくなるのではないかと予想しており、今や市や市民のレベルでは解消できない段階まで差し迫った問題になっていると思う。市民にとって大きな負担となることを避けるためにも、国民健康保険財政への国庫負担を増額することを求めるものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、保険料の重さに対する市民の訴えには共感するとの意見がありました。一方で、国民健康保険制度には毎年4.2兆円規模の国費が投入され、低所得者への減免措置や財政調整の仕組みも既に機能していること、また医療保険制度全体の中で、協会けんぽ等を含めた他の制度とのバランスを踏まえながら財政支援が行われてきたとの意見がありました。

また、我が国の医療保険制度は、保険料を拠出して相互扶助を図る社会保険方式を基本とし、公費はその補完として制度の公平性と持続可能性を支えてきたという設計思想がある中で、特定の制度に対する追加的な国費投入を進めることは、制度全体のバランスを崩す可能性があるとの意見がありました。

さらにまた、国が毎年財政支援を行っているという請願にもあるように、これは税金を使うことなので、税金で補うということは現役世代を含め税金を納めている方の理解を得ることが難しいのではないかと、こうした意見がございました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年6月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会副委員長 田中義久。

以上です。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、請願第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出を求める請願について、副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第2号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田かつひこでございます。

本請願の紹介議員を務めさせていただきましたので、ただいまの委員長報告に対して、報告に対して反対、原案には賛成、そういう立場で討論を申し上げます。

これはもう既に様々なところからいろんな御意見がたくさん出されておるし、また議論も進んでおるところですが、とにかく国保税は高過ぎて、この高過ぎるというところですね、高いだけじゃない、それをもう超えてしまって、非常に負担が大きくなっている。これは皆さん方自身も、市民の方々も十分お分かりのことだと思います。

今、この国保税の平均的な率は、今まで大体10%ぐらい、所得の10%ぐらいと言われておったんですが、今回、郡上市のこの改定もありまして、11.7%ぐらいまで上がっております。これは医療分だけですので、そのほかに均等割や、あるいは平等割を入れると、もっともっと増えるという、こうした大きな大きな負担のために、全国的に見れば、その滞納率ですね、払いたくても払えない、こういう方が約10%を超えてしまっている。郡上市はさほどでもないと思いますが、全国から見ると、本当にこれは大きな負担になっているという課題がございます。

こういう請願ですので、私としては、当然ながら国へこういう要望をするのが当たり前という感覚で紹介議員を引き受けました。ところが、残念ながら結果は不採択、全会一致で不採択、委員会のほうですね。私自身としましては、とても信じられないような状況であります。なぜ不採択にしなければならんのか。全国知事会も、全国の市長会も、こぞって国庫負担のさらなる増加を求めるという要望を出している。それに背を向けて、なぜ郡上市議会がこれに反対するのか、到底私には理解できない。

なぜこれが当然の要求か、当然の願いかということをも5点にわたって、私、今から述べます。いずれも今の委員長報告の中がいかにも間違っているのか、認識の誤りであるのか、あるいは不十分なのかをお考えいただきたい。

まず、第1点であります。日本国憲法第25条、御存じのとおりですね、第2項には社会福祉、社会保障、公衆衛生について国は改善の努力をしようとしている。していないとは言いませんが、これほど窮地に陥っている市民や国民を前にして、努力しているとは言えませんね、これ。

2つ目、8%ないし10%の消費税は、国は、政府は、いつ聞いても「社会保障のために」と言っているではありませんか。ほかのことは差し置いてでも社会保障の充実に使うべきです。これが2つ目。

3つ目であります。1984年ですから、ちょっとかなり前になりますが、この国保の国庫負担率の改定が行われました。それまでの、それ以前の国庫負担率は45%、それが38%に引き下げられた。これは戻してしかるべきではないか、こういう事態で。

次に、制度の仕組みがバランスを欠くと、他の健康保険と、協会けんぽ等に比べてバランスを欠くという御指摘がありました。バランスを欠いているのは構造そのものであり、そしてその負担の重さであります。国庫負担のバランスが崩れるからといって、国の支援を否定するまでもないと思います。

国民健康保険は、御承知のように約４割は年金者です。３割は、３割ちょっと超えますけれども、これは非正規雇用者ですね。協会けんぽ等に、あるいは共済等に加わることができない方々が入っていらっしゃる。約８割以上が、こうした収入が不十分で大変生活が苦しい方々が、言葉は悪いかもしれませんが、集められている。これこそバランスを欠くんじゃないですか、保険制度として。しかも、後期高齢者は除外されて、母数が減った。こんなアンバランスを、なぜバランスの問題にするんですか。あり得んでしょう、そんなことは。ちなみに、協会けんぽの税負担、要するに保険税の約２倍ですよ、国保税は。こっちのほうがよっぽどアンバランスだと私は思います。

国庫負担は、確かに国の財政の中から大きな負担を強いるわけですから、国民の了解や理解を得なきゃならないことは当然であります。しかしながら、こういう窮地に陥った場合に、いつまでも何回でも国庫負担を求めているわけではないんです。今この状況の中で、先ほど説明にもありました、本当に郡上市も健康福祉部よく努力されて、基金まで使い切ってしまう状況の中で、今、国に求めなきゃいつ求めるんですか。それが不当なことなんですか、国に求めることが。よく考えてもらいたい。

以上で私の反対討論終わりますが、議員の諸氏皆さん方よくお考えいただいて、懸命な御判断をどうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ただいま、副委員長の報告に反対で、請願に賛成の討論がありました。

副委員長の報告に賛成で、請願に反対の討論はありませんか。

（２番議員挙手）

○議長（森藤文男） ２番 大坪隆成議員。

○２番（大坪隆成） ２番 大坪です。請願第２号について、私は委員長の報告に賛成の立場から討論をします。

まず、初めに、本請願で訴えられている国民健康保険料の負担の重さについては、私自身も日々の相談や現場の声の中で痛感しており、決して他人事とは思っておりません。

市議会議員も原則としては国民健康保険に加入しているわけですから、実際に保険料を納めています。報酬から保険料と住民税が引かれたときの重さは、私自身も身をもって体験しています。この請願が投げかけている問題は、まさに市民の生活に直結するものであり、私も深い関心を持って受け止めてきました。

また、忘れてならないのは、国民健康保険は単なる財政制度ではなく、社会的に弱い立場にある人々、とりわけ非正規雇用や高齢の無職世帯を支える極めて重要な社会保障の仕組みであるということ。そういった意味で、健康で人間らしく生きる権利をいかに保障していくかという視点は、常に制度議論と併せて持たれるべき認識だと私は考えています。

しかしながら、議会として請願を採択するか否かを判断するに当たっては、単に気持ちに寄り添うだけではなく、制度の構造や財政の持続性、他の制度との公平性といった観点も冷静に考慮しなければいけないと思います。

我が国の医療保険制度は、保険料を拠出して支え合う社会保険方式を基本とし、公費はその補完という位置づけを担ってきました。国民健康保険には現在約4.2兆円規模の国費が恒常的に投入されており、低所得者への減免や財政調整など、一定の支援策が講じられています。さらに、これとは別に、保険料軽減のための補助金として約3,400億円の国費が措置されており、生活困窮層や子育て世帯を中心とした実質的な負担軽減につながっています。

郡上市においても、実際、約半数の世帯が何らかの減免措置を受けているのが実情です。

請願で求められているさらなる国費の投入については、一見すると弱い立場の方への支援のように見えますが、制度全体を俯瞰すれば相対的に高所得の国保加入者にも恩恵が及び、再分配が逆方向に働く懸念も生じます。

また、協会けんぽや共済組合など他の制度との負担のバランスが崩れ、制度間の不公平感が拡大するおそれも指摘されています。

そして、何より国の財政は医療だけでなく、介護・年金・障がい福祉・子育て支援など、多様な社会保障の財源として限りあるものです。ある制度だけに重点的に財源を振り向けることが、結果として他の生活領域への支援を削ることになってしまえば本末転倒だと思います。

今回の請願における趣旨は、深く理解と共感を示します。ですが、地方議会として国に要望を出すに当たっては、単なる負担軽減の訴えにとどまらず、制度の持続性と公平性をどう両立させるかという観点が、より精緻な議論と提案が求められていると私は考えます。

よって、本請願については、現時点では採決することは難しく、委員長報告に賛成し、不採択すべきと判断をいたしました。

今後も、均等割の見直しや低所得者の支援の拡充など、よりのめを絞った制度改善については、必要に応じて国に対して建設的な提言を行っていく必要はあると思っています。

以上、委員長報告に賛成する立場での討論といたします。議員各位の御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。請願第2号に対する副委員長の報告は請願を不採択とするものであります。請願第2号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男） 起立少数でありますので、請願第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

◎議報告第8号について（報告）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程11、議報告第8号 中間報告について（総務常任委員会、産業建設常任委員会の行政視察報告）を議題といたします。

会議規則第45条第2項の規定により、各委員会から行政視察報告書が別紙の写しのとおり提出をされましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議案第84号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について、報告第6号 専決処分の報告について、議発第6号 訪問介護基本報酬の見直し等を求める意見書について、議発第7号 閉会中の継続審査の申し出について、議報告第9号 諸般の報告について（委員派遣の承認）までの5件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議報告第9号までの5件を日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付をしてありますのでお願いをいたします。

◎議案第84号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） ただいま日程に追加をいたしました日程12、議案第84号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第84号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月27日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億3,077万7,000円とする。

内容につきまして、事業概要説明一覧表3ページをお願いいたします。

上段、歳入でございます。

款15国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額2,596万8,000円。国からの追加配分による補正でございます。

款19財政調整基金繰入金、補正額293万2,000円。

下段の歳出、お願いいたします。

福祉事務所等物価高騰緊急支援事業としまして、補正額2,890万円。物価高騰の影響を緩和するため、福祉事務所等83施設に支援金を交付するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定をいたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第84号について原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎報告第6号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程13、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 報告第6号をお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月27日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、専決第4号をお願いいたします。

専決第4号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和7年6月12日です。

1、損害賠償による和解の内容でございます。令和7年3月23日午後11時頃、郡上市高鷲町鷲見地内において、市道上野中央線上で舗装が破損し穴が開いている箇所があり、相手型車両が通過した際に右側前輪タイヤ及びホイールを損傷した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は50%です。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3、損害賠償の額は、4万9,480円でございます。

舗装の破損箇所につきましては、速やかに補修を行いまして、再発防止に努めております。申し訳ございませんでした。

○議長（森藤文男） 以上で、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号を終わります。

◎議発第6号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 日程14、議発第6号 訪問介護基本報酬の見直し等を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局が朗読をいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、朗読させていただきます。

議発第6号 訪問介護基本報酬の見直し等を求める意見書について。

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和7年6月27日提出、提出者、郡上市議会文教民生常任委員会副委員長 田中義久。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由でございます。

訪問介護基本報酬の引下げにより、移動時間が介護報酬の算定対象外であり燃料費高騰の影響を直接受けている介護事業所の経営基盤は著しく逼迫している。特に本市のような豪雪・過疎地域では事業所の負担が一層大きいことから、介護報酬の次期改定においては、訪問介護サービスの実態や地理的条件を十分に考慮した見直しや、物価・賃金の動向を踏まえた機動的な報酬是正の実施を求める。

次のページに意見書案をつけてございますので御覧ください。

訪問介護基本報酬の見直し等を求める意見書（案）。

令和6年度介護報酬改定において、国は訪問介護の処遇改善加算を高い加算率に設定した一方、基本報酬を引き下げた。厚生労働省は、その引下げ理由として「訪問介護の利益率は他の介護サービスより高い」と説明しているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者集合住宅併設事業所や都市部の大手事業所が平均値を押し上げているに過ぎず、小規模事業所や移動時間が長い事業所が多い本市の実態には当てはまらない。

現在、介護事業所は人手不足と物価・燃料費の高騰により経営基盤が著しく逼迫している。とりわけ訪問介護は、利用者宅への移動時間が介護報酬の算定対象外であること、燃料費高騰の影響を直接受けることという構造的課題を抱え、事業者の負担が一層大きい。

また、本市のような豪雪・過疎地域では、利用者宅への長距離移動を余儀なくされる上、今冬の記録的豪雪時には職員が1時間以上をかけて除雪しながら訪問せざるを得なかった事例もあった。利用者の命を守るための献身は高く評価されるべきだが、その労力やコストは現行報酬体系では十分に保障されていない。加えて急速な高齢化や生産年齢人口の減少により、介護人材の確保は一段と難しくなっている。

令和7年度に実施される介護事業経営概況調査では、訪問介護の移動手段や移動時間など、現場の実態をより詳細に把握するための設問が加えられた。この調査結果に基づき、サービス提供の実態と収益構造を明らかにした上で、地域の介護を支える事業所が淘汰されることのないよう、賃金や物価等の動向を踏まえた、暫定的かつ機動的な財政支援策や必要に応じた報酬水準の見直しを行うことが求められる。

よって、国におかれては次期介護報酬改定に当たり、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

1つ、訪問介護基本報酬及び関連加算の見直し。

訪問介護サービスの実態と収益構造を十分に考慮し、移動時間や燃料費を適切に評価できる報酬体系へ改めること。

2つ、地理的条件を踏まえた加算制度の拡充。

豪雪・過疎地域など移動負担の大きい地域に対し、実情に即した新たな加算を創設・強化するこ

と。

3つ、小規模事業所への経営・人材支援。

継続的な運営を可能とする財政支援策及び人材確保支援策を講ずること。

4つ、物価・賃金の上昇に対応した機動的な報酬是正の実施。

期中での報酬見直しや、物価・賃金の動向に応じて報酬水準を自動的に調整するスライド的補正措置の導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年6月27日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりです。

よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） それでは、提出者の説明を求めます。

文教民生常任委員会副委員長、田中義久議員。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。ただいまの議案にも提出理由は記載をさせていただいております。そのとおりでございます。

特に、今回の意見書の背景の一つには、昨年の5月31日に提出をされました訪問介護費の※引上げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願書があります。6月定例会で継続審査となり、9月定例会で不採択となりましたが、委員会報告で付記したとおり、文教民生常任委員会では、この広い市域をカバーしていただいている介護事業者に対する必要な市の特殊加算など、いわゆるローカルルールとでもいいですか、こういうことについて、その後も調査研究を行い、分担してお声を聞きながら、その実現を求めて、12月上旬には山川市長さんに対しまして、この分野での支援につきましての政策提言を行ってきたところでございます。

その後、市長と事業者の皆さんのタウンミーティングにつきましても、我々常任委員会のメンバーが全員傍聴しながら、また3月議会、予算審議が行われたわけでございますが、その中での議論、そして私も一般質問の中で、この支援につきまして市長にさらに求めてお願いをしてきたところでございます。

本日、補正予算で国の物価高騰に関する臨時交付金、このことを聞かれまして、またその活用ということで、介護・障がい・福祉サービスの事業者の皆様に対する支援金の実現をしました。これが市長の御返答でありまして、この決断をありがたく評価するものであります。

こうした現実的な対応とともに、市とともに、さらに私たちは、今回は国に対しても、様々な調査結果から訪問介護サービスについて移動時間や燃料費を含めた報酬体系へ改めることを求めたいと、また、豪雪・広域合併地域への特殊加算というものも必要だと、人材確保支援の要請、そして

3年ごとの報酬改定を、この3年のうちにも機動的に見直していけるように制度を変えていく、こういう期中改定を求めることにしたいと、こういうことで委員会で全会一致をしまして、ただいまの意見書をまとめたところでございます。

議員各位におかれましては、ぜひこの意見書への御賛同いただきたく、御提案を申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。最初に申し上げておきますが、昨年来の、今説明にもございましたが、昨年6月議会、紹介議員となりまして同趣旨の請願をお願いしました。その当事者として、この意見書の提出については、もろ手を挙げて賛成いたします。

ただし、紹介議員としては無条件で賛成するわけにはいかない。今、読み上げられた内容は、昨年6月よりはやや詳細にはなっております。いろんなことが付け加えられて。それらも含めて、あの6月議会の請願は、ほぼ同趣旨の内容である。それを今ここで意見書として出されるところの整合性は一体どこにあるのか。なぜ、あの6月議会、そして継続審査にして9月議会で不採択にされた。そういう経過はこの中には何ら含まれていない。もちろん意見書にそんなことは明記する必要はありませんが、一体その整合性はどうなっているのか、私は伺いたい。

ここに、昨年6月議会の文教民生の報告がございます。思い出したくもないんですが、少し読んでみます。

この介護報酬を国が引き下げた。ごめんなさい。議長、先ほど説明の中で、冒頭、介護報酬の引上げと言われたような気がするんですが、ちょっと議事録を後から御覧になっていただきたいと思います。あれ、引下げです。介護報酬の引下げを行われたこの審議会、社会保障審議会のこの委員は専門家の方も審査員として入っているから、言ってみれば、専門家の方がこういう結論を下したんだからいいではないかと。ところが、専門家の方は、郡上市のこのローカル状況というのを御存じだったんでしょうか。そんなことは一向に考慮外だったのでしょうか。すなわち、専門家の意見だから無条件でこれに賛同するなんてことは、正しくはないと思います。

2つ目です。介護報酬が一、二%上がったところで解決できない問題だ。果たしてそうでしょうか。引き下げられたのは僅かです、確かに。しかし、これは昨日のある商業誌であります。御覧になられた方もあるかと思いますが、その3ページに特集がございます。報酬減、見捨てられた。これは事業者の方の御意見です。すなわち、減ということは大変大きなショックなんです。こういう事態は想定されましたか。これによって、事業者の方は大きな、これは郡上市のみならず、影響を受けられたと私は思います。国は、私たちのことをよく見ていない。郡上市の状況はどうか。

それは、皆さん方、文教の方々が事業所を訪問されてよく調査されたから十分分かってみえたはず
です。こんなこと私が申し上げるまでもないと思いますが。

そして、同じく9月議会の報告書です。常任委員会の報告。その冒頭に、委員会自ら訪問介護事
業者は危機的な状況にあると、こういうことも認められている中で、しかしながらと、次は反論す
るわけです。この訪問介護事業者の苦境は、主に利用者の減である。報酬が引き下げられたからで
はないと言わんばかりの表現です。本当でしょうか、これ。確かに増えてはいない、減っているか
もしれません。でも、郡上において、地域において、様々な介護の状況というのは、いろんな曲折
を経ながら増減もちろんあります。そして、その負担の重さから介護を受けないという方も中に
あるかもしれません。そうした状況を踏まえて考えてもらいたい。

最後に、この介護報酬の改定は3年に1回というふうになっているようです。去年はその改定の
年でありまして、すかさず請願を出したわけなんです、その後、次の改定まで待つべきである、
2年間は我慢せよ、こういう御返答だった。これも理不尽な話。その間に、先ほどの新聞なども含
めて、多くの介護事業者が苦境に陥り、中には畳んでしまう方もいらっしゃる。この現実を見てい
ただければ、この改定引下げはどんなに大きな影響があったかはよく分かる。

そういうことをあれほど調査されたにもかかわらず、なぜ不採択になり、そして今それをなぜ復
活するのか、整合性を答えていただきたい。

○議長（森藤文男） ただいま野田議員、先ほど指摘ありました引下げ、引上げのことではありますが、
そこを確認させていただきます。それを確認してから、それに対して答弁を求めますので、ここで
少し確認のため、暫時休憩をいたします。

(午前10時45分)

○議長（森藤文男） それでは、お待たせをいたしました。それでは、休憩を解きまして会議を再開
いたします。

(午前10時52分)

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） それでは、13番 田中義久議員から発言の訂正について申出がありましたので、
発言を許可いたします。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。提案理由の申し上げる中で、冒頭、私は、去年の5月31日
に提出された請願書のこのタイトルといいますか、件名を読み上げましたが、そのときに、訪問介
護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願書と、こう読むところ、

引上げ、引下げが両方ありましたので、誤りまして、訪問介護費の引上げ撤回と申し上げたという御指摘がありました。この点につきまして、請願書のとおり私の真意でありますし、この読み上げが誤っていたということにつきまして訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） ただいま13番 田中義久議員から先ほどの提案説明における発言について、会議規則第65条の規定により発言訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○議長（森藤文男） それでは、野田議員の質問に答弁を求めます。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。17番議員からの今回の意見書と昨年の請願書不採択との整合性と、こういうことを問われたわけでございます。

振り返って、不採択の意見等を、あるいは不採択に関する文教民生常任委員会での審査、その過程を振り返りますと、その当時、社会保障審議会が了承したこの昨年度の介護報酬改定への柱というものが4つありまして、地域包括システムの進化と推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供へ向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性と持続可能性の確保だと、こうした4つを柱としながら、この介護報酬につきましては処遇改善、令和6年度に2.5%、令和7年度に2%のベースアップにつながるような加算率の引上げが行うと、こういうふうな内容となっておったと思います。

さらに、加算につきましては、一本化加算を行うとともに柔軟な職種間配分を認めて、月額賃金の要件や職場環境要件等を見直して人材確保に資することもそこには目指されていると、こういうことでございます。

ただ、御指摘のとおり、訪問介護基本報酬において、身体介護・生活援助、通院等乗降介助等で2%から3%の基本単位数の引下げが行われたと、こういうことでございます。

一ついえば、この全体の介護事業全体に対する改定の中でいけば、言わば処遇改善といえますか、そういう部分があって、そして総額としての財源のやりくりがありますから、そういうことの中と、それからもう一つは、現実的にいえば、いわゆる所得の調査、所得といえますか、経営調査といえますか、そのことの実態のデータに基づいて行われたということが、今回の改定の基本だということになっております。

それで、私たちも決して国の審議会を全面的に是とするということではなくて、私も審議会の様々な議論を拝読しました。令和5年5月から20回以上開催されておりましたが、私のイメージする事後承認型の御用審議会ではなく、様々なお立場の委員、先生が御指摘、あるいは遺憾の意、また各種の提言、これが実際に発言をされております。

そういうことを踏まえたときに、この時間をかけながら、そして現場の調査、データに基づく改定につきまして、あるいは全体の介護報酬の中の今回のアップの実際、結果があったということを踏まえながらいけば、その請願につきまして、いわゆる訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬上げの再改定を早急に行うということにつきましては、当時の委員会の中で、あるいは議会でも御議決いただいたわけでありすけれども、不採択と、こういうふうになったというふうにして、自分は理解、承知をしておるところであります。

それで、今回は撤回ということを言っておきません。今回は、現場から求められる、非常に数々の、主に3点ですけど、訪問介護基本報酬及び関連加算の見直しということで、その移動時間や燃料費を適切に評価できる報酬体系へ改めると、そういうことを求めました。それから、郡上のような豪雪地帯、そして広域合併のこのような郡上市、こういうところの移動負担の大きい地域に対しては、実際に即した新たな加算を創設して強化してほしいと、こういうことを追加させてもらいました。

そして、小規模事業者への経営、人材支援と、この人材確保は非常に今課題となっております。これは前から言われておりますが、そういうことにつきまして、別出しにして求めると。

4つ目が、物価・賃金の上昇に対応した機動的な報酬是正を実施できる制度をつくると。それは、期中における報酬見直しや、物価・賃金の動向に応じて報酬水準を自動的に調整するスライド的な補正措置と、こういうことまで提案をしながら、今回は意見書を提出したいと、こういうことでございます。

したがって、我々としては、前回の請願書の含意を十分そのお気持ちを受け止め、そして現場のいろいろな様々なお聞きをする中で、当時としてはこれは不採択と。内容としては、同じものとして今回意見書を上げるのではなくて、今回は前回の請願に基づいて、その請願と同じ立脚点において意見書を出すという意識は全くなくて、これはもちろん我々としても尊重し受け止めておりますけれども、今回は今申し上げたような意味で、しっかりと新たな意見書として我々としては作りに上げてきたと、こういうふうに自分たちとしては考えております。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 御説明ありがとうございます。

御承知のように、憲法には国民の請願権が保障されております。昔は駕籠訴かなんかやったんでしょうが、今は請願権という権利があります。これを行使するには、やっぱり市議会を通じて意見書を国に出していく。これは、国民の大切な大切な権利であり、また私たちもよく言っているよう

に、議会への市民の関心や参加をどうか広げていきたいと、こういう観点からも、やっぱり請願というのは、私は大事に扱ってもらいたいと思います。その場で請願を受け入れて、採択をして、なおかつ詳細に追加の請願ということもあり得るんです。ごめんなさい、これは意見書ですね、意見書ということもあり得るんです。

そういう観点から、やはり市民の声というのは、なかなかこれ上げる大変なんです。意見書を求めるというのは大変なんです。そういうのを大事にてもらいたいということを重ねて、今申しましたが、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議発第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第6号について原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第7号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程15、議発第7号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

文教民生常任委員会から会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

◎議報告第9号について（報告）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程16、議報告第9号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、委員長からそれぞれ別紙の写しのとおり提出をされ、承認いたしましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、市長より御挨拶をいただきます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 令和7年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月10日火曜日開会以来、本日6月27日金曜日に至るまでの18日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。

条例の一部改正や補正予算等をはじめとする諸議案につきまして御議決をいただき、誠にありがとうございました。なお、一般質問や委員会審議等において頂戴いたしました貴重な御意見、御指摘、御提案等につきましては、今後の市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと思います。

さて、1年2か月前、私はこの郡上市役所へ入りました。郡上がどうなっているんだろうというのをまず眺めました。

当初予算と言われるものが3月議会で議決されており、6月肉づけと言われる補正予算、これは私がこれからの市政を担っていく上で決めることができると考えていました。しかし、補正予算は既に組んであり、私が上程できたのはおむつのサブスク500万円弱、この予算しか出すことができませんでした。

つまり、本来は骨格予算と言われる当初予算でほぼ全体を見ていただきたと思っておりましたが、何か起こっていると思いました。

郡上市のいろいろな団体、グループ、これまでに、この合併の前から、婦人会であり青年団であり地域の活動を支えてきた大きな団体が事前に消えてしまっていました。消防団も今、その存亡の危機に立たされています。

私は、市役所へ入り、職員に思ったことがあれば何でも言ってくださいと言いました。かなり友達のようなタメ口で話をしてくださる方もたくさんいます。そういった中でいろいろな意見が噴き出してきました。

これまではどうなっていたのかを考えると、全ての補助事業、予算をつけ、そしてこの合併20年をやってきたと思います。一言も文句、不満は出ていませんでした。そういった中で、シニアクラブの幾つかの会が事前に消えています。子どもが溺れるとき、子どもは助けてくれと言いません。

救急の世界では、サイレントデス、つまり静かなる死を迎えると言われています。子どもは溺れながらお母さん助けてくれ、言わなくて、静かに沈んでいくそうです。

今まで何も不満が出なかった。その中で、じわじわとこの問題が起こってきていたと思います。それを支えていたのは郡上市の貯金でした。財政調整基金と言われるものは徐々に目減りし、そして今回の大雪でその実態が明らかになりました。

サイレントデスを迎えることはできません。郡上市の子どもの数が昨年度138人、そして、今、母子手帳の数から推計した令和7年度の生まれる子どもが103人。これも静かに郡上市をむしばんでいます。

私は、自然科学者、医者でしたので、数字は大変気にします。がんの初期に見つければ、それを切除することで助けることはできます。しかし、八幡の町からあそこの方が亡くなって、おいでんな、ここの家も歯が抜けたようになっていく。それを劇的な変化でないため、自然に受け入れ、がんが浸食し、むしばみ、いろいろな地域社会が成り立たなくなっている。

そういった中で、本年度の令和7年度予算を組むことになりました。大変ないろいろな御意見をいただいています。ほとんどはお叱りです。今までもらっていた、そして受けていたサービスが受けなくなった。合併から20年がたち、4分の1の人口が消えた今、同じシステムを維持しようと思えば、高負担をしていただくか、今、この社会に合わないシステムはやめていくか、どれかを選ぶしか私たちはありません。

その中で、子どもたちにはぜひこの郡上を担ってもらうために、若者へのシフトということを唱え、予算を集中させることにしました。いろいろなお叱りがある中、大変うれしい、そういった声もあります。

今日は、議長に許可を得ていますので、ある女の子から手紙が来ました。ちょっと読ませていただきます。

「山川市長様、少しずつ日の差す時間が長くなり、暑い日もありますが、お元気ですか。私は、昨年、山川さんとお話をさせていただいた者です。この間の郡上トピックスで、旧大和第一北小学校の体育館が木遊館になることを知りました。万場中の思い出の詰まった場所が子どもたちの集まるすてきな場所になるんだと、本当に飛び上がるくらいうれしかったです。万場の人はみんな第一北小が大好きで、私の家も三世代で通っていました。そんな愛着があるからこそ、よりみんなに愛される施設になると思います。もともとこの辺りには公園も少ないので、少し遠くまで遊びに行く子が多かったのですが、きっとみんなが集まる場所に木遊館がなってくれるんだろうと思います。とっても楽しみでわくわくしています。いろいろな意見があったのだろうと思いますが、一北小をすてきなところにしようと決定してくださり、本当に本当にありがとうございました。あの場所が前のように活気あふれるところになるのを願っています。大和第一北小学校を卒業した生徒より」。

私たちは、今この足元を見て行う政策、それぞれの方が今の生活を維持したいというお気持ちはよく分かります。その中で、こういった子どもの意見があることもしっかりと踏まえ、この子たちが大人になるこれからの20年先を見据えた政策を行っていかねばなりません。

議会の皆様に、今回いろいろ御審議いただき、お認めいただいた内容、そして市民の皆様にも御理解を得なければなりません。今の足元を見ず、将来の郡上市を見てやっていきましょう。

結びに、議員の皆様方におかれましては、暑さも厳しさを増す中、健康には十分御留意をしていただきながら、ますますの御活用をされますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございます。

令和7年6月27日、郡上市長 山川弘保。

以上でございます。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

それでは、令和7年第2回の郡上市定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月10日から18日間にわたって、条例の改正、また補正予算等、慎重に各議員におかれましては審議をしていただきました。滞りなく議了されたことに、深く感謝を申し上げます。

また、山川市長をはじめとする執行部の皆さんも、真摯な態度で受け答えをしていただきました。誠にありがとうございます。

また、この期間中、一般質問等、議会からの提言、いろいろとございました。そういったこともしっかりと受け止めていただきながら、議論をして、しっかりと予算反映、十分配慮をしていただくようお願いを申し上げます。

各議員の方、少し後ろを振り返っていただけませんか。今日は、たくさんの市民の方がこうして傍聴に来ておられます。私は、常々、議員の方には負託とは何ぞや、問いかけております。負託とは、市民の方からの負託とは、各議員に責任を持たせ、任せることです。そういった重い責任を負っているのです、覚悟を持ってこの場に臨んでいただきたい、そういうふうにして申し上げております。

本日も、野田議員や大坪議員、田中議員から本当に熱心な討論がございました。私たちは、まずお互いを尊重した上に、しっかりと議論を重ねないといけないと思います。よく車の両輪と言われます執行部、議会、決してねじれては、郡上市、郡上市民のためにはなりません。対立の構造をつくるのではなく、しっかりと議論を重ねた上、郡上市、郡上市民のためという軸はしっかりとぶれないように、私たちもこの市政について一生懸命取り組んでいこうではありませんか。また、それが私たちの責任であります。

今後も、よりよい郡上市づくりのために、私たちも、執行部は執行部の役割、そして議員は議員の役割、そして今日傍聴されている市民の方の役割もごさいます。できることから始めましょう。

これからまた暑い夏が始まってまいりますので、どうぞ皆様方、健康には十分留意をされまして、この夏を乗り切っていただきたいというふうにして思います。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第2回郡上市議会定例会を閉会いたします。大変皆様お疲れさまでございました。

（午前11時17分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 北 山 浩 樹

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員